

# 岬町過疎地域持続的発展計画の概要

資料 2

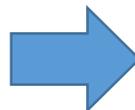
## 1 計画の策定要旨

国の過疎地域対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が 10 年間の時限立法として制定されて以来、これまで 50 年にわたり特別措置が講じられてきました。しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、「過疎地域の持続的発展」という新たな理念のもと、令和 3 年 4 月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）（以下「新過疎法」という。）」が施行されたところです。

岬町でも、新過疎法や大阪府過疎地域持続的発展方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取組について定めた「岬町過疎地域持続的発展計画」を策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、「第 5 次岬町総合計画」及び「第 2 期岬まち・ひと・しごと創生総合戦略」ほか各分野別計画と内容の整合性を図るものとします。

持続可能な地域社会の形成  
地域資源を活用した地域活性化



**地域の持続的発展**

## 2 岬町の過疎地域指定

○令和 3 年 4 月 1 日 過疎地域持続的発展支援特別措置法による指定

岬町過疎地域持続的発展計画（R3～7）※5年間

《過疎地域指定の基本的要件》

- ①昭和 50 年から平成 27 年までの 40 年間の人口減少率が 28%以上
- ②平成 29 年度から令和元年度までの 3 年度平均の財政力指数が 0.51 以下

【岬町】①人口減少率（40 年間） 28.92%

②財政力指数（3 年度平均） 0.519753 ※小数点3位以下切捨て

## 3 計画の概要

### （1）基本方針

本町では、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去 4 次にわたり総合計画を策定し、長期的展望に立ったまちづくりに取り組んできており、令和2年度に令和12年（2030年）を目標年次とする第5次岬町総合計画を策定し、これまでの総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの基本となる計画を策定しております。このたび本町が過疎地域として公示されたことを受け、第5次岬町総合計画を基本として、地域の持続的発展の基本方針を定め、行政だけでなく、住民、事業者等が一体となって、施策を進めることとします。

# 第5次岬町総合計画（まちづくりの基本方針）

将来像

みんなで作る 恵み豊かな温もりのまち"みさき"

4つの基本方針

住民との協働を進めます

定住・交流施策を進めます

安全・安心な暮らしを守る施策を進めます

行財政改革を進めます

誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）

あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）

新たな活力と魅力があふれるまち（産業・観光）

豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）

安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）

すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）

6つの目標

## 第2期岬町総合戦略の基本目標

### 基本目標 1

新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する

- 1) 移住・定住の支援
- 2) 関係人口の創出・拡大
- 3) 観光の振興
- 4) タウンプロモーションの推進

### 基本目標 2

結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

- 1) 結婚・出産・子育ての支援
  - ① 結婚希望の実現
  - ② 妊娠・出産の支援
  - ③ 子育ての支援
- 2) 次代を担う人材の育成

### 基本目標 3

経済を活性化し、安定的な雇用を創出する

- 1) 地域資源を活かしたまちの魅力強化
- 2) 地域産業の競争力強化
- 3) 雇用対策の推進

### 基本目標 4

安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる

- 1) 生活インフラの確保
- 2) 安全・安心な暮らしの確保
- 3) 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりの推進
- 4) 地域コミュニティの活性化
- 5) 広域連携の推進

## 横断的な目標

### 横断的目標Ⅰ

多様な人材の活躍を推進する

- 1) 幅広い連携の推進

### 横断的目標Ⅱ

新しい時代の流れを力にする

- 1) 新しい時代の動きの活用

## (2) 目標

新過疎法において、過疎対策の実効性を高めるため市町村計画に「目標」を記載する。

- ①目標人口 2025（令和7）年14,700人  
2030（令和12）年13,900人※第5次岬町総合計画に定めた目標人口
- ②各分野別の目標 第5次岬町総合計画の進捗指標及び岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標（KPI）のうち、関連するものを記載。

## (3) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

## (4) 各分野別の課題と対策、分野別目標、事業計画

- ①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ②産業の振興
- ③地域における情報化
- ④交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑤生活環境の整備
- ⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進
- ⑦医療の確保
- ⑧教育の振興
- ⑨集落の整備
- ⑩地域文化の振興等
- ⑪再生可能エネルギーの利用の推進
- ⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項

## 4 過疎法に基づく国の支援策

- (1) 過疎対策事業債による支援（ハード・ソフト事業）
- (2) 国庫補助金の補助率かさ上げ  
（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- (3) 税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置

## 5 計画策定にかかる今後のスケジュール

- 9月13日 岬町まちづくり総合戦略会議
- 9月下旬～10月中旬 まちづくり意見公募（パブリック・コメント）
- 10月下旬～ 計画案について大阪府と協議
- 11月上旬～ 大阪府からの同意
- 12月上旬～ 12月定例会で計画策定にかかる議決  
国へ計画提出